

資料

資料

1 女性の方針決定過程への参画状況

[図表22 男女共同参画に関する国際的な指数]

人間開発指数(HDI)			ジェンダー不平等指数(GII)			ジェンダー・ギャップ指数(GGI)		
2019年			2019年			2021年		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GII値	順位	国名	GGI値
1	ノルウェー	0.957	1	スイス	0.025	1	アイスランド	0.892
2	アイスランド	0.955	2	デンマーク	0.038	2	フィンランド	0.861
2	スイス	0.955	3	スウェーデン	0.039	3	ノルウェー	0.849
4	香港(SAR)	0.949	4	オランダ	0.043	4	ニュージーランド	0.840
4	アイスランド	0.949	4	ベルギー	0.043	5	スウェーデン	0.823
6	ドイツ	0.947	6	ノルウェー	0.045	6	ナミビア	0.809
7	スウェーデン	0.945	7	フィンランド	0.047	7	ルワンダ	0.805
8	オーストラリア	0.944	8	フランス	0.049	8	リトアニア	0.804
8	オランダ	0.944	9	アイスランド	0.058	9	アイスランド	0.800
10	デンマーク	0.940	10	スロベニア	0.063	10	スイス	0.798
19	日本	0.919	24	日本	0.094	120	日本	0.656

資料: HDI、GIIは国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書」、GGIは世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」

用語解説

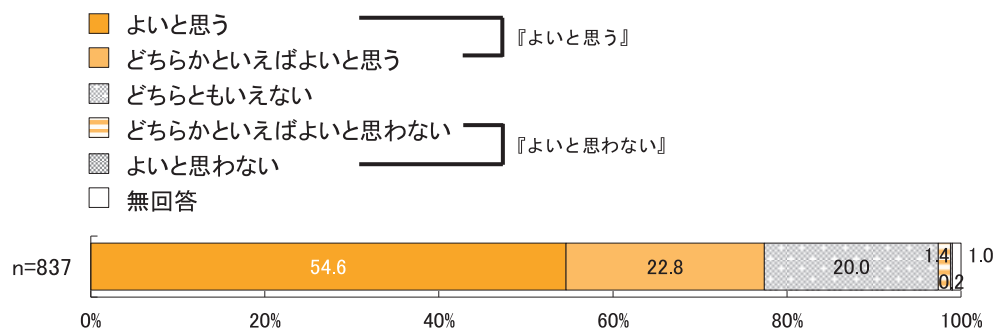
- 人間開発指数 (HDI) : 「長寿で健康な生活」「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測るもの。(平均寿命、1人当たりGDP、就学率等)
- ジェンダー不平等指数 (GII) : 国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。(妊産婦死亡率、国会議員の女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合(男女別)等)
- ジェンダー・ギャップ指数 (GGI) : 経済、教育、保健、政治の各分野毎に各使用データをウェイト付けして総合値を算出。その分野毎総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出。0が完全不平等、1が完全平等。

2 市民意識調査・事業所調査の結果

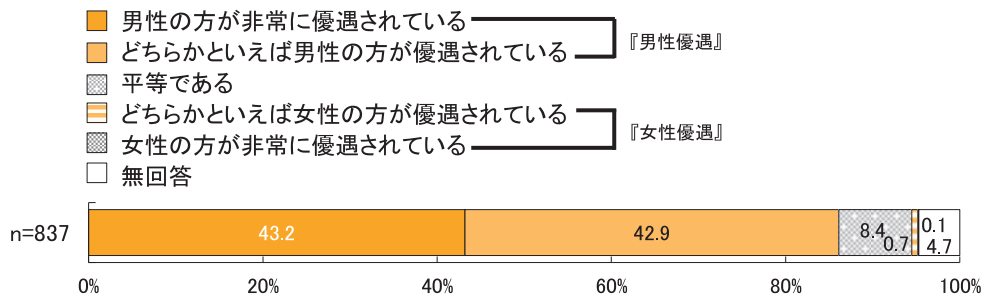
- グラフ中の「n」は回答数です。
- 事業所調査は、調査結果の精度を高めるため、比率の小さい業種及び従業員規模の事業所の抽出率を高くして対象事業所の抽出を行っており、業種・規模別回答数の母集団に占める割合の差を調整するため、回収数の母集団比率を基準とした係数を乗じて母集団の割合に補正した規正標本数をもって集計を行っています。

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への女性の意見の反映について

[図表 23 様々な分野の職業や方針を決定する役職に女性が增えることについて(市民意識調査)]

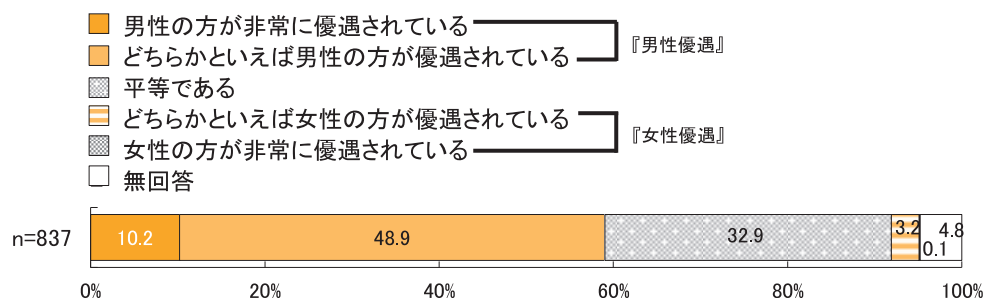


[図表 24 政治の場での男女の地位の平等感(市民意識調査)]

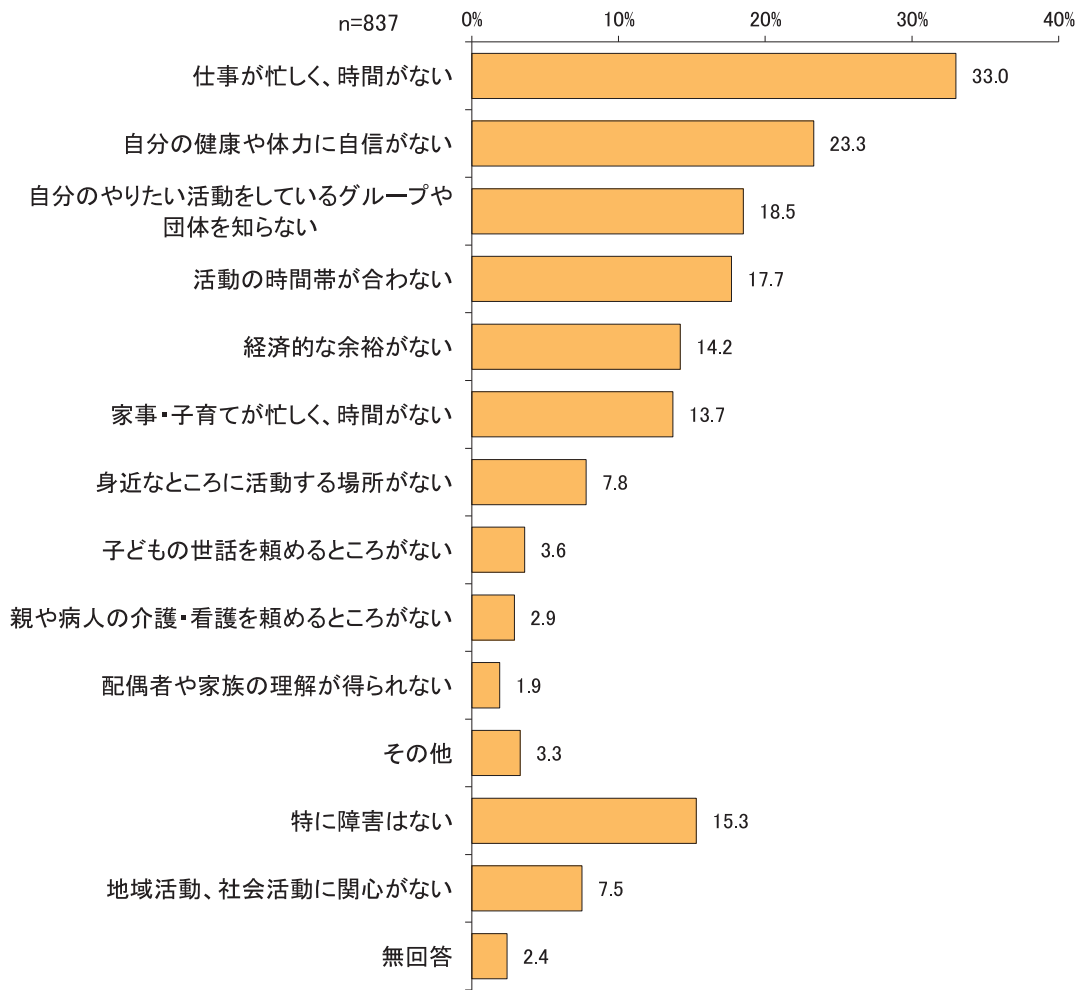


(2) 地域づくりへの女性の参画拡大について

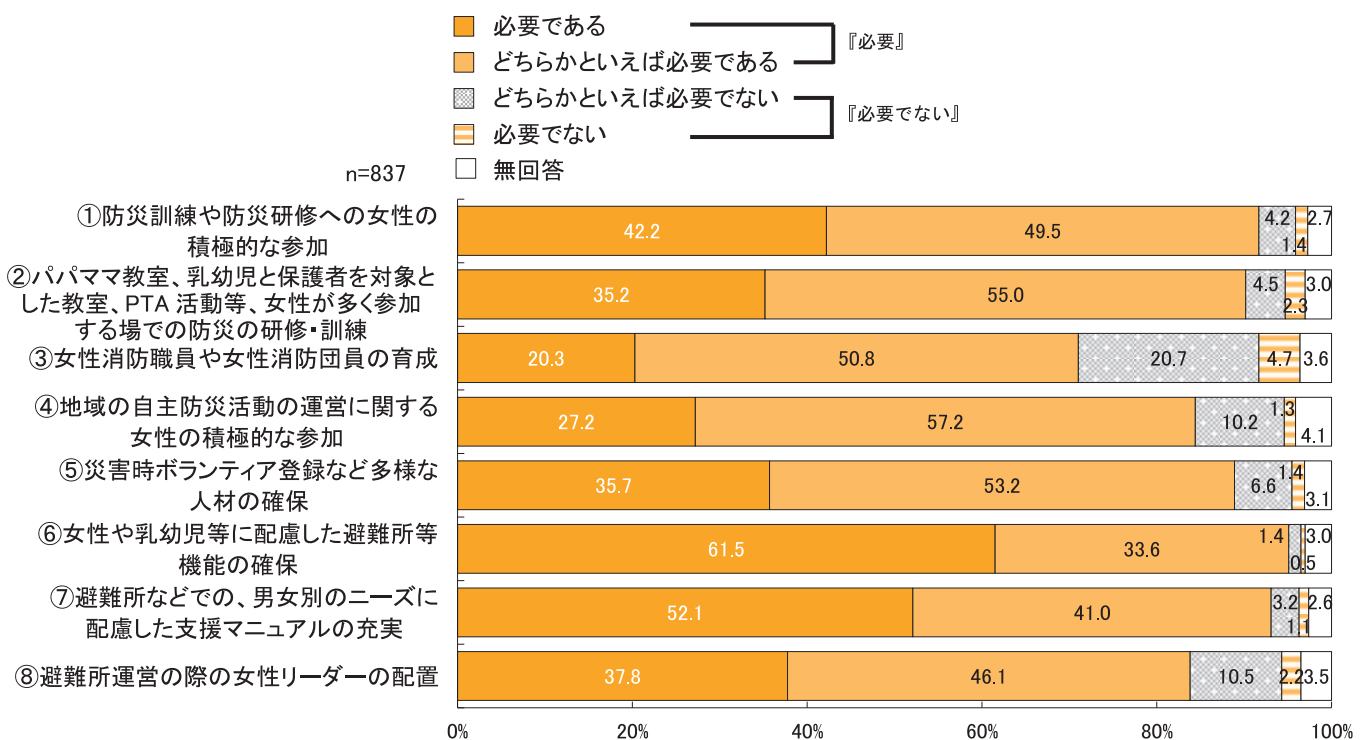
[図表 25 地域社会での男女の地位の平等感(市民意識調査)]



[図表 26 地域活動や社会活動への参加にあたり障害になること(市民意識調査)]

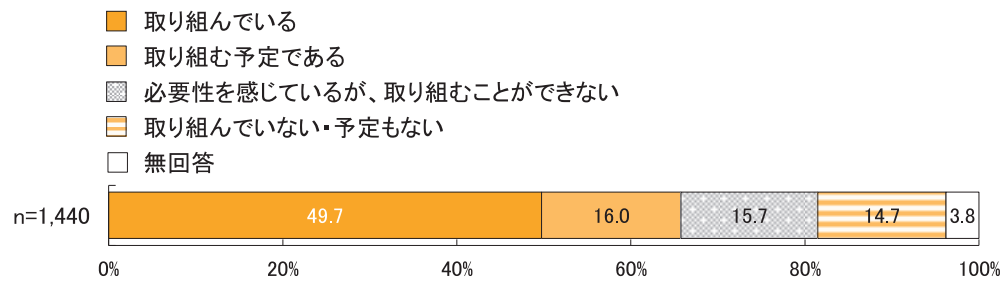


[図表 27 防災活動に関して必要なこと(市民意識調査)]



(3) 仕事と暮らしを両立するための支援について

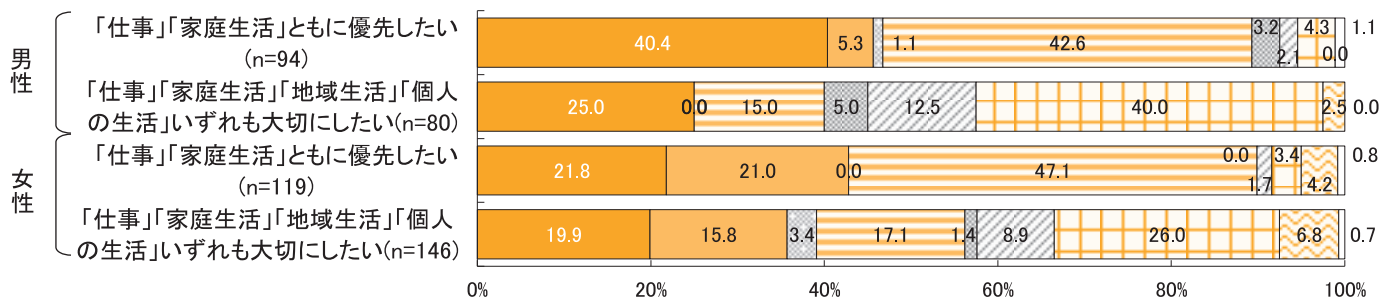
[図表 28 ワーク・ライフ・バランス*の取組状況(事業所調査)]



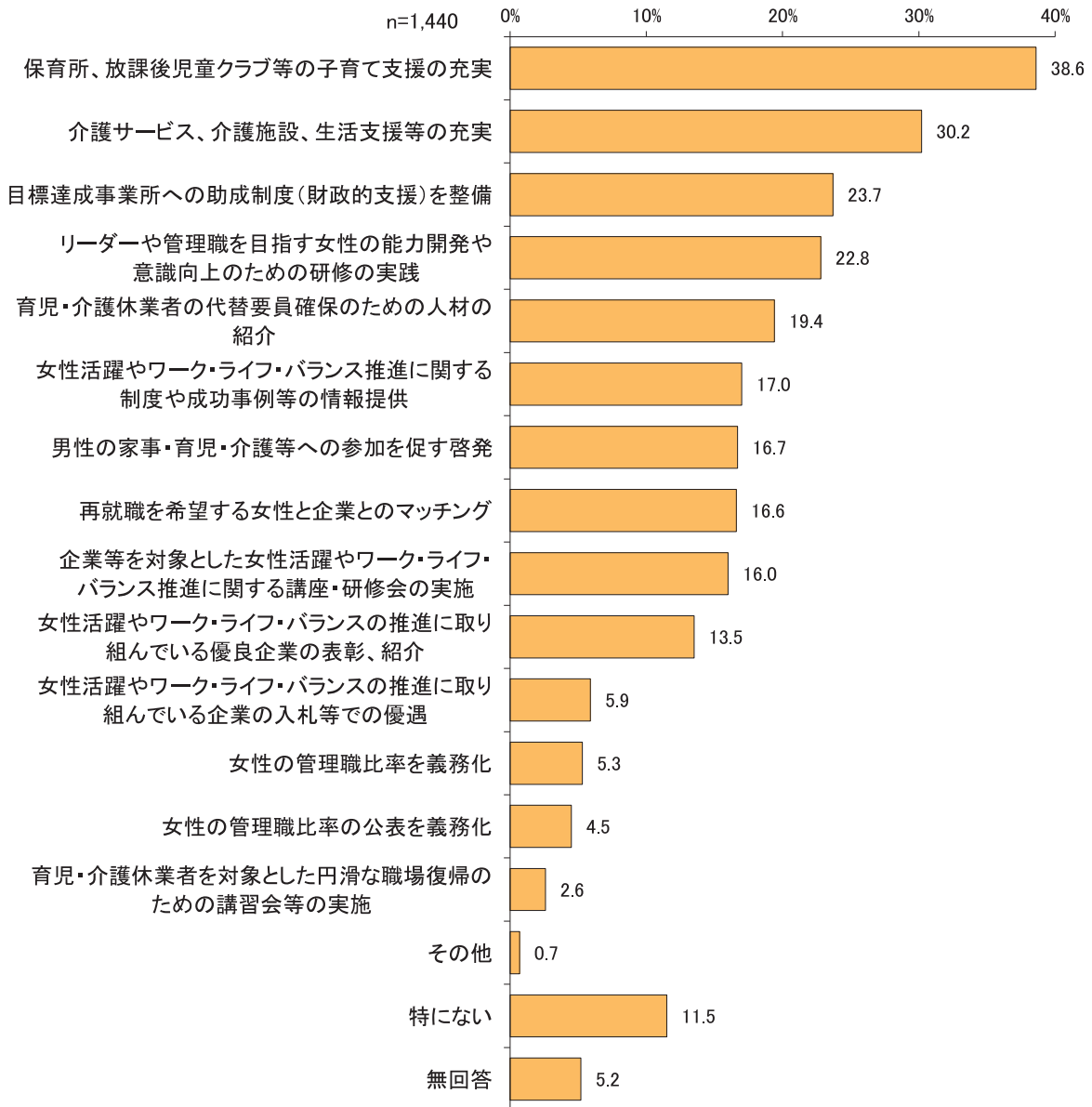
[図表 29 「仕事」、「家庭生活」、「地域生活」又は「個人の生活」に関する現実

(性・「仕事」、「家庭生活」、「地域生活」又は「個人の生活」に関する希望別)(市民意識調査)]

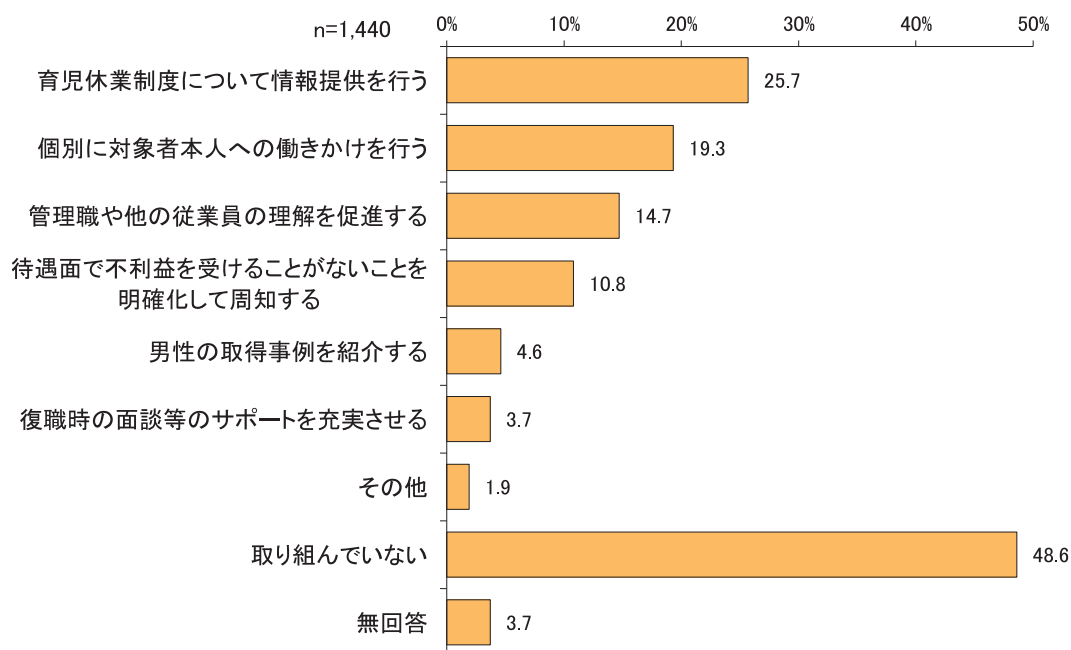
- 「仕事」を優先している
- 「家庭生活」を優先している
- 「地域生活」または「個人の生活」を優先している
- 「仕事」と「家庭生活」ともに優先している
- 「仕事」と「地域生活」または「個人の生活」ともに優先している
- 「家庭生活」と「地域生活」または「個人の生活」ともに優先している
- 「仕事」と「家庭生活」、「地域生活」または「個人の生活」をいずれも大切にしている(優先順位はない)
- わからない
- 無回答



[図表 30 女性の活躍やワーク・ライフ・バランス*を推進する上で行政に望むこと(事業所調査)]

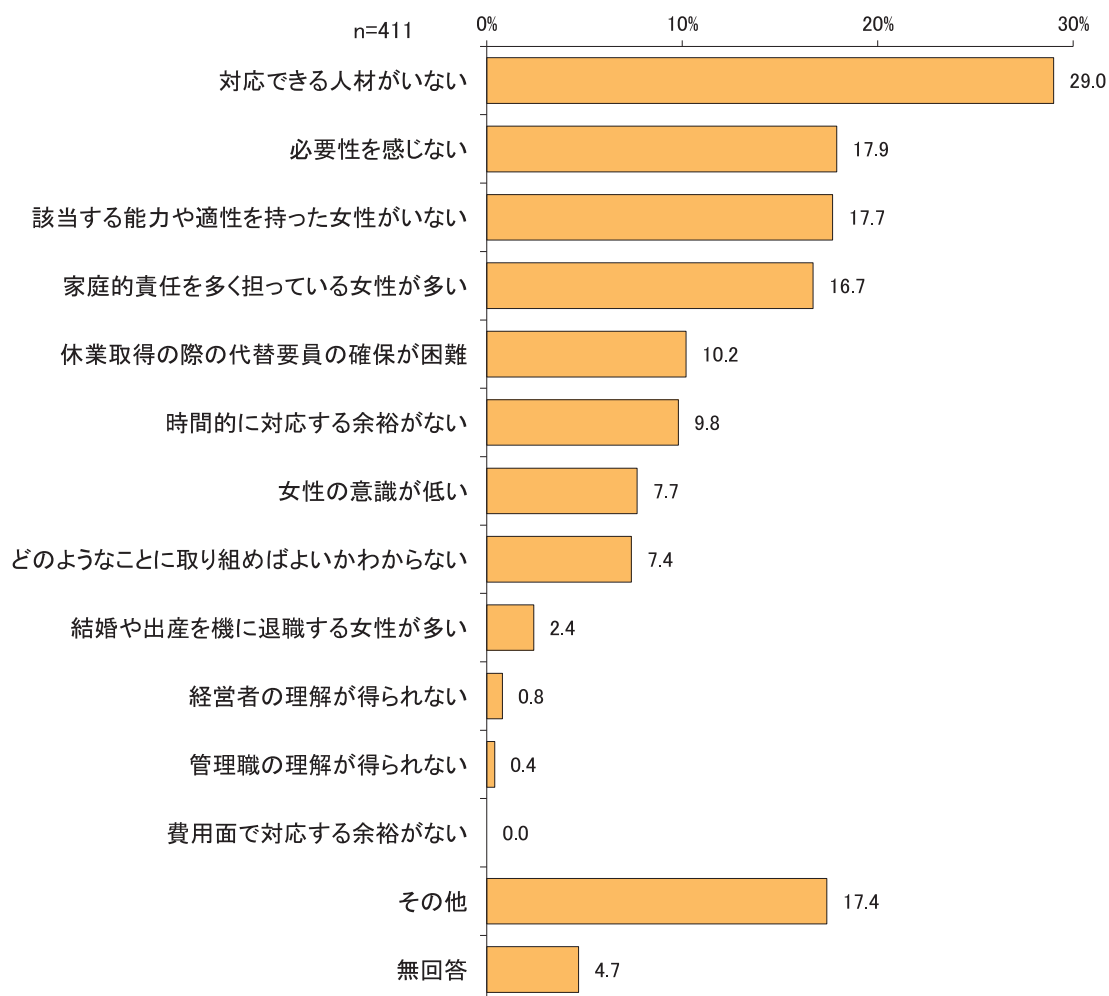


[図表 31 男性の育児休業取得促進のための取組内容(事業所調査)]



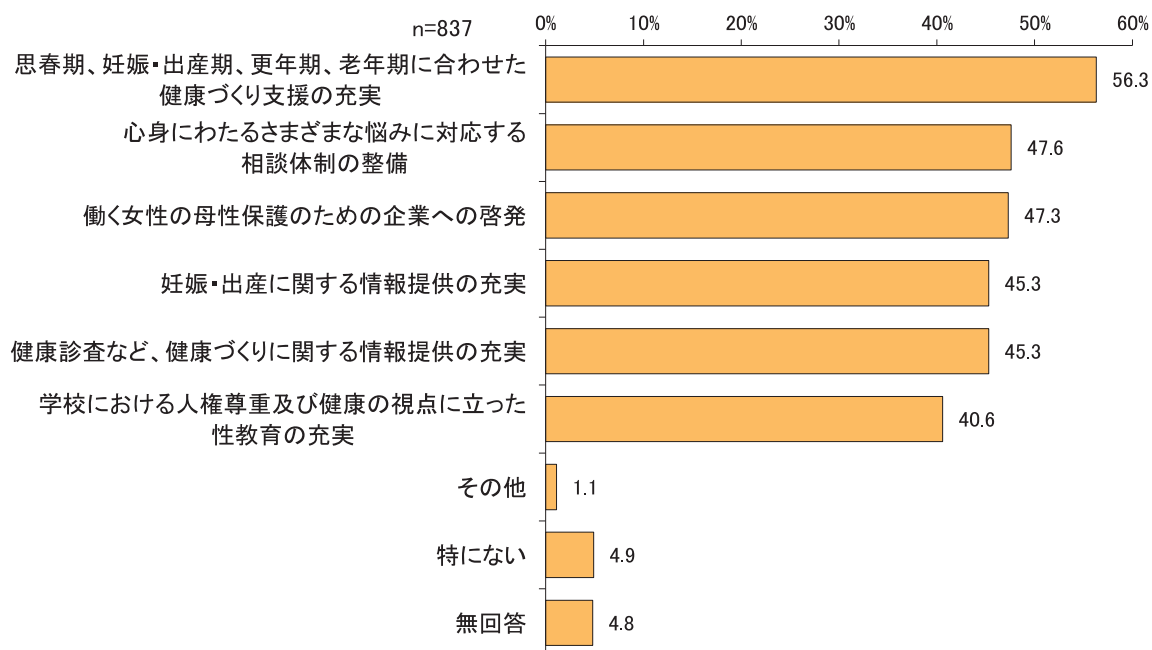
(4) 女性の職業生活における活躍の推進について

[図表 32 女性活躍推進に取り組んでいない理由(事業所調査)]



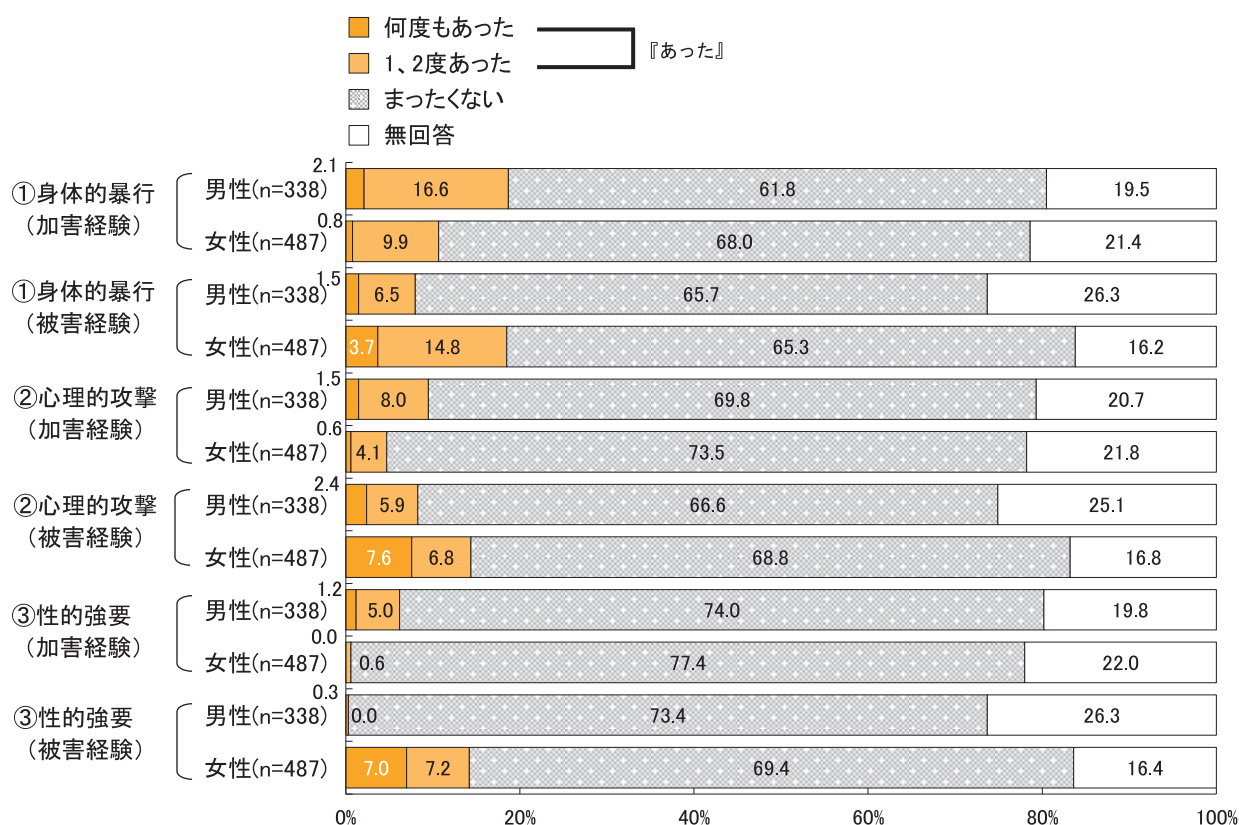
(5) 生涯を通じた健康づくりと安心して暮らすための支援について

[図表 33 女性が生涯にわたり心身ともに健康であるために必要なこと(市民意識調査)]

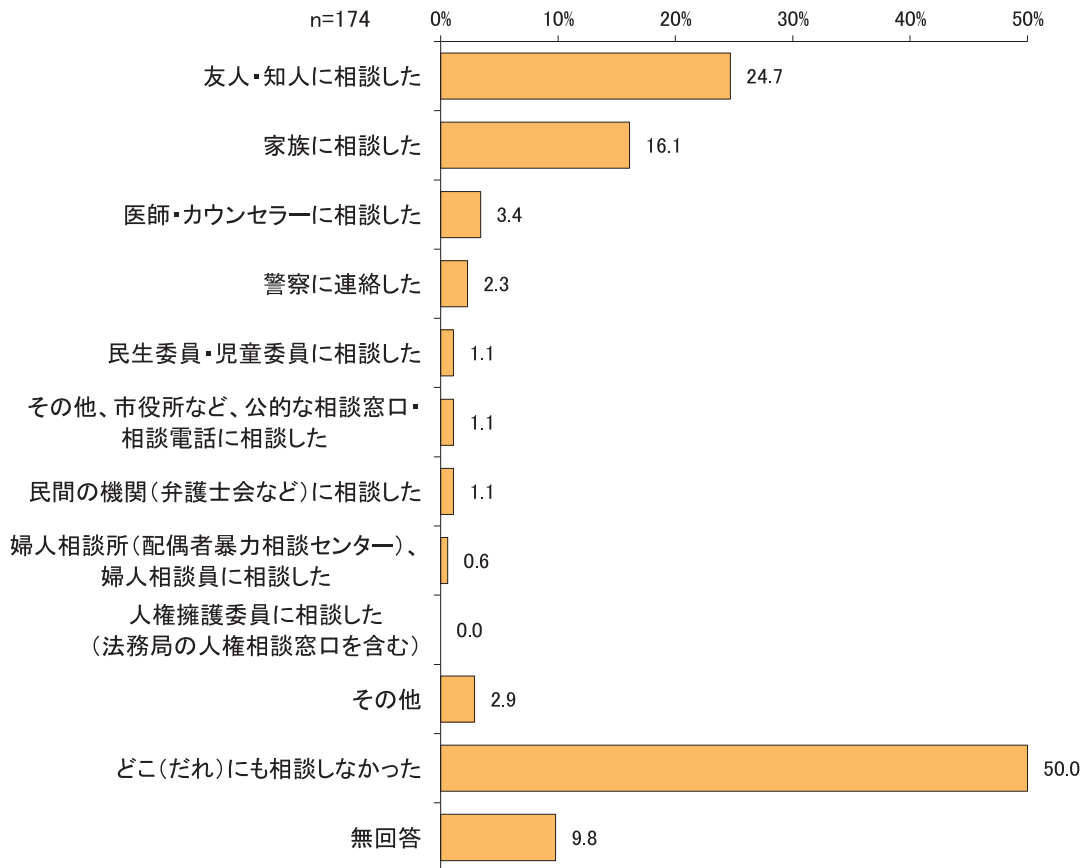


(6) 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援について

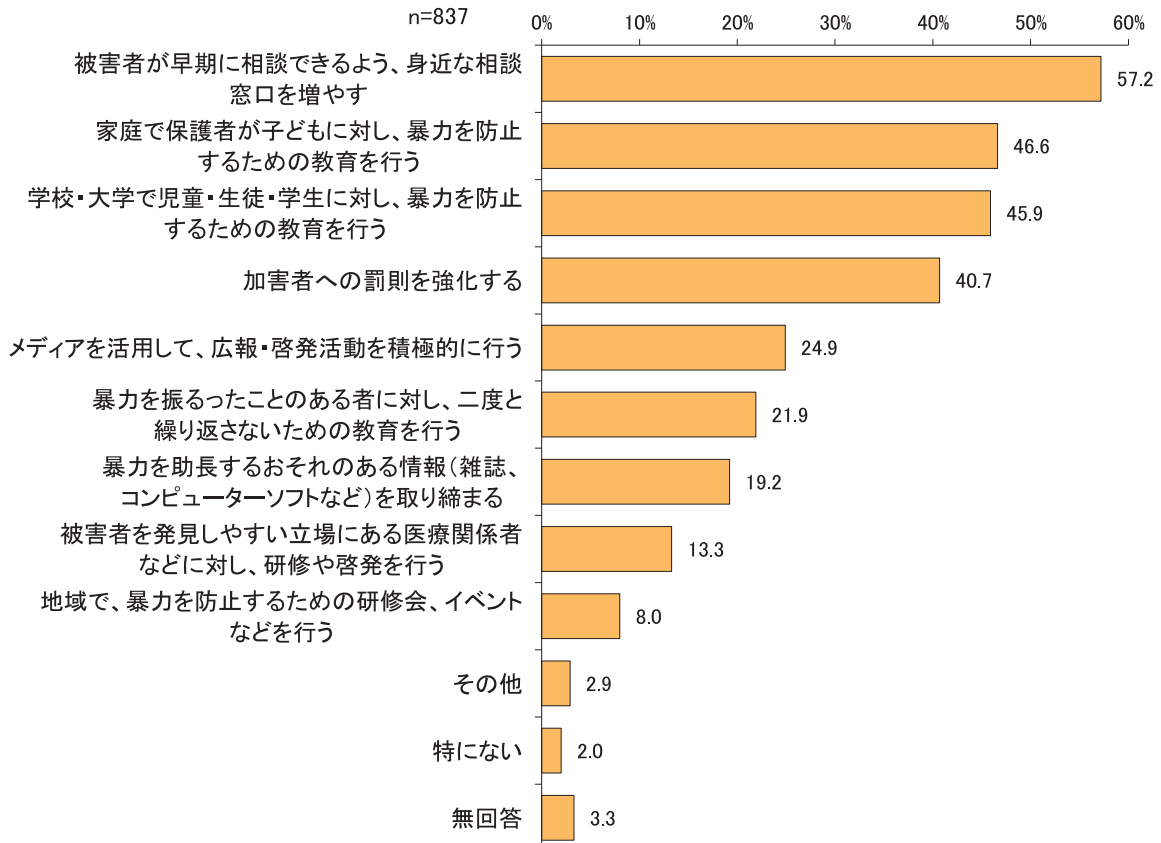
[図表 34 配偶者やパートナーからの暴力の有無(性別)(市民意識調査)]



[図表 35 配偶者や恋人から受けた暴力に関する相談の有無(市民意識調査)]

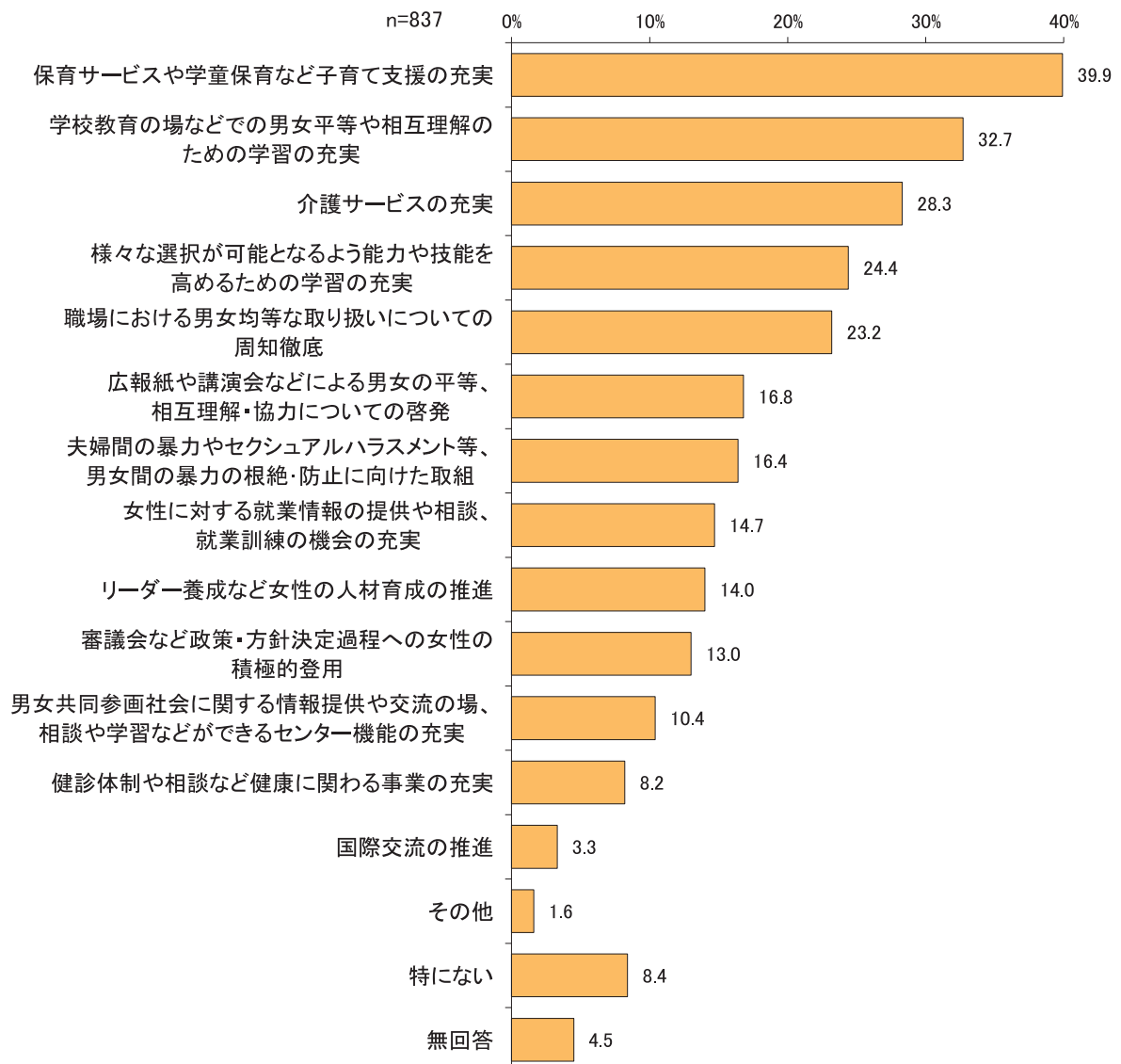


[図表 36 男女間の暴力を防止するために必要なこと(市民意識調査)]



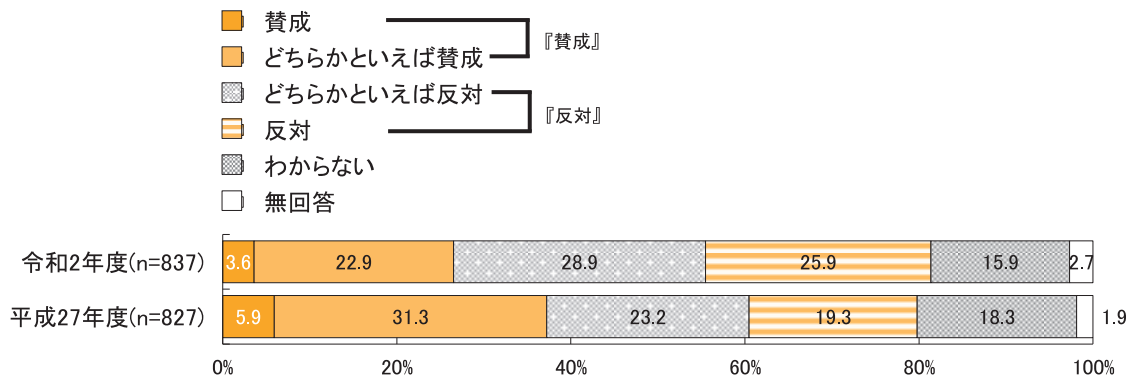
(7) 互いの人権を尊重する意識の醸成について

[図表 37 男女共同参画社会実現のために行政の施策に望むもの(市民意識調査)]

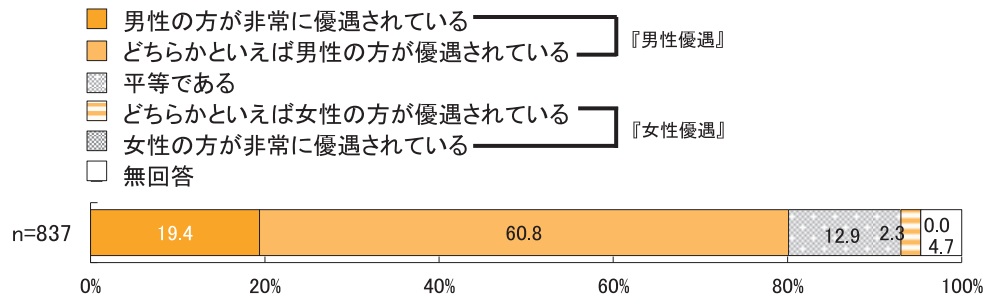


(8) 性別に係る固定的な意識の解消について

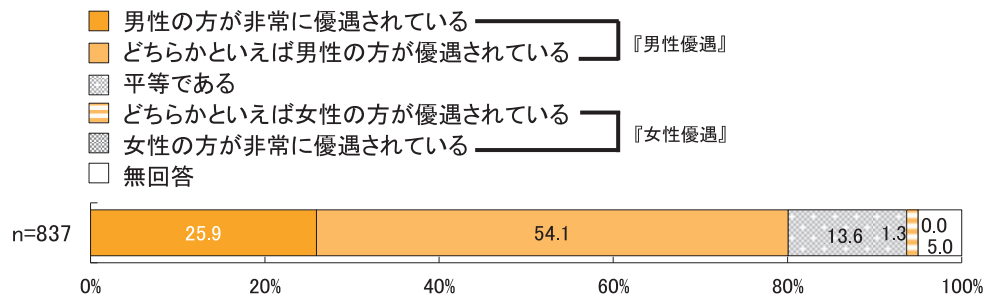
[図表 38 性別役割分担意識について(前回調査結果との比較)(市民意識調査)]



[図表 39 社会全体における男女の地位の平等感(市民意識調査)]

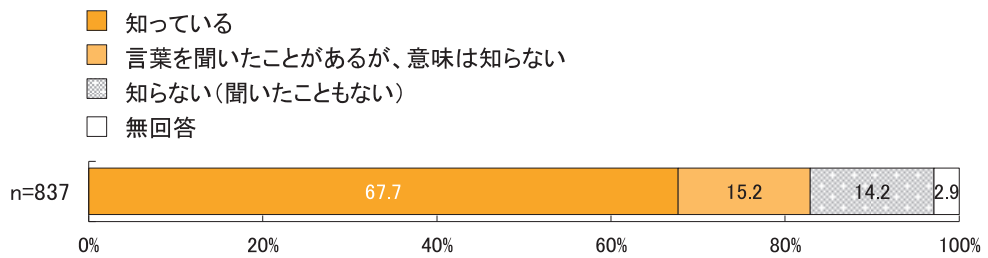


[図表 40 社会通念・慣習、しきたりなどにおける男女の地位の平等感(市民意識調査)]

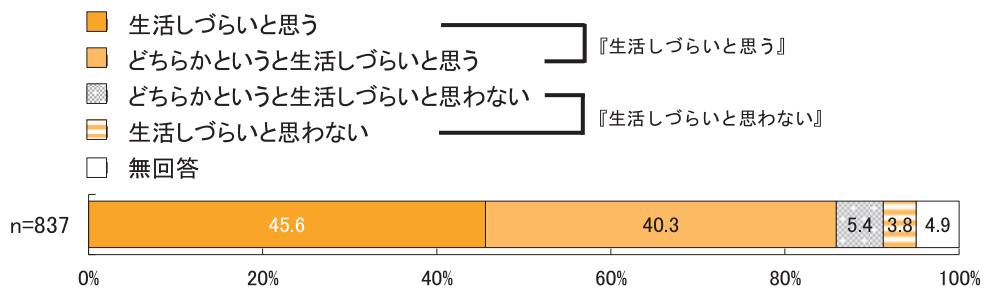


(9) 性の多様性を認め合う意識の醸成について

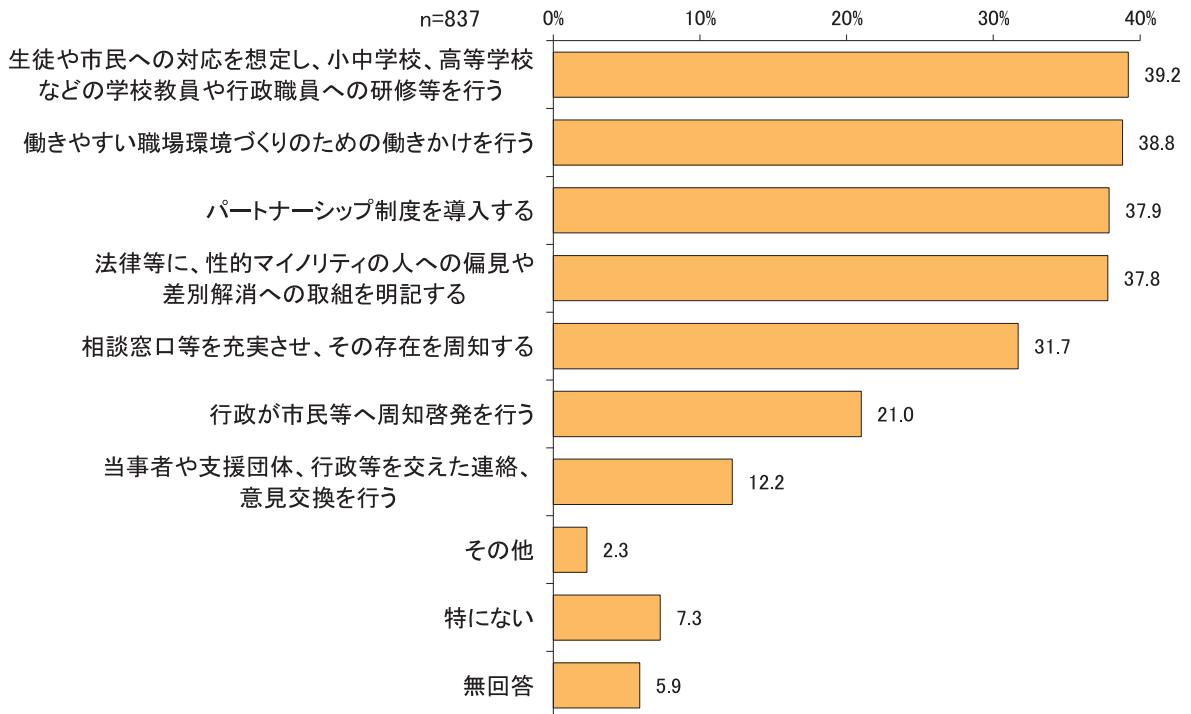
[図表 41 性的マイノリティ(LGBT等)*の認知度(市民意識調査)]



[図表 42 性的マイノリティ*の人にとっての生活環境(市民意識調査)]



[図表 43 性的マイノリティ*の人が生活しやすくなるための取組(市民意識調査)]



3 計画策定の経過

年度	月	会議名等
令和2年度 (2020年度)	2～3月	男女共同参画社会に関する市民意識調査の実施 (対象 2,000 人・有効回収数 837 票・41.9%)
		男女共同参画社会に関する事業所調査の実施 (対象 500 事業所・有効回収数 165 票・33.0%)
令和3年度 (2021年度)	5月	第1回尾道市男女共同参画審議会の開催(書面) (市民意識及び事業所調査報告)
	6月	尾道市男女共同参画審議会に対し「第2次尾道市男女共同参画基本計画」の策定について諮問
	9月	第2回尾道市男女共同参画審議会の開催 (計画骨子案の検討)
	11月	第3回尾道市男女共同参画審議会の開催 (計画素案の検討)
	12～1月	パブリックコメントの実施
	2月	第4回尾道市男女共同参画審議会の開催 (パブリックコメント結果の報告、計画案の検討) 尾道市男女共同参画審議会「第2次尾道市男女共同参画基本計画」の策定について答申

尾市人第31号

令和3年6月4日

尾道市男女共同参画審議会
会長 緒方 恵理子 様

尾道市長 平谷 祐宏

第2次尾道市男女共同参画基本計画の策定について（諮問）

このことについて、尾道市男女共同参画推進条例（平成27年条例第46号）第11条第3項の規定により、貴会の意見を求めます。

令和4年2月21日

尾道市長 平谷 祐宏 様

尾道市男女共同参画審議会
会長 緒方 恵理子

第2次尾道市男女共同参画基本計画の策定について（答申）

令和3年6月4日付け尾市人第31号で諮問のありました第2次尾道市男女共同参画基本計画については、当審議会では慎重に議論を重ね、審議の結果、別添のとおり取りまとめましたので答申いたします。

本答申をもとに、「あなたもわたしも自分らしく生きるまち尾道（第2次尾道市男女共同参画基本計画）」が策定され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、取組がより一層推進されることを期待いたします。

4 尾道市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 基本施策等（第11条—第22条）

第3章 男女共同参画審議会（第23条・第24条）

第4章 雑則（第25条）

付則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）を制定するなど、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

尾道市においても、市民一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のために取り組んできた。しかしながら、少子高齢化の進展、家庭や地域を取り巻く環境の変化、経済活動の成熟化等の社会経済情勢の急速な変化に伴い、ますます男女が性別にかかわらず主体的に行動することが求められるようになってきている。

尾道市は、古くから海運業をはじめ多くの産業を有し、備後地域の発展に寄与してきた。そして現在では、瀬戸内の十字路として、山陰、山陽、そして四国地方の交流の中核であることや、海外からの観光客の増加などによる国際化の観点からも、多様性を認め合う地域社会の実現が求められている。

このような認識の下に、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、男女共同参画の推進に関して基本理念等を定め、その取組を市民等と一体となって推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、その基本理念を定め、市、市民、市民団体、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、豊かで活力のある社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 住民登録の有無にかかわらず市内に居住し、勤務し、通学し、又は活動する全ての個人をいう。
- (4) 市民団体 市内において地域的な共同活動を目的とした町内会、自発的な社会活動を行う非営利の団体及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に定める特定非営利活動法人をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 教育に携わる者 市内に存する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校において教育に携わる者及び市が実施する社会教育に携わる者をいう。
- (7) 市民等 市民、市民団体、事業者及び教育に携わる者をいう。

(8) セクシャル・ハラスメント 性的な言動によって相手方に不利益を与え、又は相手方の生活環境を害することをいう。

(9) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他の密接な関係にある、又はあった者からの身体的、精神的、経済的、社会的又は性的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり、推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が直接的又は間接的にも性別による差別的取扱いを受けることなく、性別にとらわれることのない多様な個人としての能力を発揮する機会が確保されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行をなくすよう努め、これらが男女の自由な活動の選択を妨げることがないように配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者若しくは市民団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活の活動を円滑に果たし、家庭生活と仕事、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を両立することができるようにすること。

(5) 男女がそれぞれの身体の特徴について互いに理解を深め、妊娠及び出産に関して双方の意思が基本的に尊重されること並びに生涯を通じて健康な生活を営むことができるようにすること。

(6) 社会のあらゆる分野から男女間の暴力及び他の者を不快にさせる性的な言動を根絶すること。

(7) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、かつ、計画的に実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講じるよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、市民等との協働により行うとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に自らが積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民団体の責務)

第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、その運営又は活動に男女が平等に参画できる環境を整備するとともに、方針の立案及び決定に当たっては、男女が互いに能力を発揮することができるよう努めるものとする。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に對等な立場で参画する機会が確保されるよう努めるものとする。

2 事業者は、家庭生活と仕事、地域その他の社会のあらゆる分野における活動との調和をとることができるよう職場環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の責務)

第8条 教育に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進における教育の重要性を深く理解し、積極的に基本理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する人権侵害を行ってはならない。

2 何人も、性別を理由とする差別的取扱いその他男女共同参画に反する権利侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報の表現への配慮)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力を助長し、又は連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本施策等

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画の策定又は変更(以下「策定等」という。)に当たっては、市民等の意見を反映することができるよう、適切な措置を講じるものとする。

3 市長は、基本計画の策定等に当たっては、あらかじめ、尾道市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、基本計画の策定等をしたときは、速やかにこれを公表するものとする。

(施策の策定への配慮)

第12条 市は、あらゆる施策の策定に当たり、企画、立案及び実施において男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(推進体制の整備)

第13条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(附属機関等における委員の構成)

第14条 市長その他の執行機関は、その設置する附属機関等の委員を任命し、又は委嘱する場合には、積極的改善措置を講じることにより、男女の委員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(市民等への活動支援)

第15条 市は、市民等が男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、学習機会の提供、情報の提供その他の必要な支援を講じるよう努めるものとする。

(家庭生活とその他の活動との両立の支援)

第16条 市は、男女が家庭生活と仕事、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を両立させることができるよう必要な支援を講じるよう努めるものとする。

(子育てと介護への支援)

第17条 市は、家族を構成する男女が、性別により役割を固定することなく、共に助け合い、協力して子育て及び介護を行うことができるよう環境整備に努めるものとする。

(生涯を通じた健康支援)

第18条 市は、男女が対等な関係の下に互いの性についての理解を深め、生涯を通じて心身ともに健康な生活の営みができるよう、情報及び検診機会の提供その他の必要な支援を講じるよう努めるものとする。

(男女間の暴力の防止及び被害者に対する支援)

第19条 市は、ドメスティック・バイオレンスを防止するため必要な措置を講じるよう努めるとともに、被害者が心身ともに健全に自立するために必要な情報の提供、相談及び関係機関との連携により必要な支援を講じるよう努めるものとする。

(苦情への対応)

第20条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出に対し適切に対応するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申出に対応するため必要があると認めるときは、尾道市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(調査研究)

第21条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項について調査研究を行い、その成果を男女共同参画の推進に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(年次報告)

第22条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(設置及び所掌事項)

第23条 男女共同参画の推進を図るため、尾道市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置き、次の事項を所掌する。

(1) 基本計画の策定に関し、第11条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画に関する重要事項を調査審議すること。

2 審議会は、前項各号に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織及び運営)

第24条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、学識経験者、関係団体の代表者、事業者の代表者、市民その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年3月26日策定された尾道市男女共同参画プランは、第11条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

5 尾道市男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略)

名前	所属・役職	
宇根本 久志	尾道市小学校長会	副会長
溝淵 裕	尾道市立大学准教授	
山内 奈保子	弁護士	
緒方 恵理子	尾道市子育てサロン連絡協議会会長	会長
保成 千香子	尾道市保育連盟	
松下 多賀子	尾道市人権擁護委員会 男女共同参画部会会長	
辻 ひとみ	尾道市保健推進員連絡協議会副会長	
南 久美子	ひろしま女性大学尾道の会	
上川 伊智郎	尾道商工会議所事務局長	
長澤 宏昭	尾道しまなみ商工会副会長	
宮地 秀樹	因島商工会議所副会頭	
西田 信彦 (~R4.1.31) 國本 敦司 (R4.2.1~)	尾道人権啓発企業推進協議会会長 (中国電力ネットワーク(株) 尾道ネットワークセンター所長)	
河岡 定子	市民	
吉原 哲子	市民	
田川 雅浩 (~R3.3.31) 秋山 英司 (R3.4.1~)	尾道労働基準監督署監督課長	

任期：令和2年（2020年）4月25日～令和4年（2022年）4月24日

6 尾道市男女共同参画行政推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画型社会を実現するための行政施策を、総合的かつ効果的に推進することを目的として、尾道市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画基本計画の策定及び推進に関する事項
- (2) 男女共同参画に係る行政施策の連絡調整に関する事項
- (3) 男女共同参画に係る調査研究に関する事項
- (4) その他協議会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員で構成し、別表の職にある者をもって充てる。

(協議会)

第4条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、特定事項について関係のある委員のみで開催することができる。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行し、その副会長に事故あるときは、副会長が指名する委員が職務を代行する。

(幹事会)

第5条 協議会に、第2条に掲げる所掌事務に定めるもののうち、会長の命を受けた事項について調査、研究をするための幹事会を置く。

- 2 幹事会は、人権男女共同参画課長が必要に応じて招集し、総括する。
- 3 幹事は、尾道市職員給与条例（昭和26年条例第4号。以下「給与条例」という。）別表第1に定める職務の級が8級の適用を受ける職員が就いている職及び給与条例別表第4に定める職務の級が9級の適用を受ける職員が就いている職にある者のうち、会長が必要に応じて指名するものとする。
- 4 幹事会に専門部会を設置し、必要に応じ部会を開催することができる。
- 5 幹事会にワーキングスタッフを置き、ワーキングスタッフは、幹事が所属する課の職員を指名する。

(事務局)

第6条 協議会の庶務は、市民生活部人権男女共同参画課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成5年6月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年3月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年9月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年8月13日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

別表（第3条関係）

会長	市民生活部担当副市長
副会長	担当副市長以外の副市長 教育長
委員	参事（スマートシティ推進担当） 参事（少子化対策担当） 参事（地域医療担当） 企画財政部長 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長 産業部長 建設部長 都市部長 因島総合支所長 御調支所長 向島支所長 瀬戸田支所長 議会事務局長 教育総務部長 学校教育部長 消防局長 上下水道局長 病院管理部長

7 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則(平成11年7月16日法律第102号)〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成11年12月22日法律第160号)〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

最終改正 令和元年6月26日法律第46号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条―第5条）

第3章 被害者の保護（第6条―第9条の2）

第4章 保護命令（第10条―第22条）

第5章 雑則（第23条―第28条）

第5章の2 補則（第28条の2）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

(5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限る、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

- 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。
- （迅速な裁判）
- 第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
- （保護命令事件の審理の方法）
- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
- （保護命令の申立てについての決定等）
- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
- （即時抗告）
- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次

の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後

の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2法第18条第1項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成19年7月11日法律第113号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成25年7月3日法律第72号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成26年4月23日法律第28号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則 （令和元年6月26日法律第46号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

9 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

最終改正 令和元年6月5日法律第24号

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 基本方針等(第5条・第6条)
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針(第7条)
 - 第2節 一般事業主行動計画等(第8条—第18条)
 - 第3節 特定事業主行動計画(第19条)
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表(第20条・第21条)
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第22条—第29条)
- 第5章 雑則(第30条—第33条)
- 第6章 罰則(第34条—第39条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

(3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

(1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

(1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。

(2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

(4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成29年3月31日法律第14号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日
- (2)・(3) 略
- (4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

10 男女共同参画に関する国内外の歩み

年	世界（国連）	日本	広島県	尾道市
昭和20年 (1945)	・国際連合成立	・「衆議院議員選挙法」改正公布		
昭和21年 (1946)		・日本国憲法公布		
昭和50年 (1975)	・国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択	・「婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進会議」開催		
昭和51年 (1976)	・国連婦人の十年（1976年～1985年） ・ILO事務局に「婦人労働問題担当室」を設置	・「民法」一部改正、施行		
昭和52年 (1977)		・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」策定 ・「国立婦人教育会館」開館	・女性行政の窓口を青少年婦人対策室に設置 ・「婦人問題行政連絡協議会」設置	
昭和53年 (1978)		・国内行動計画第1回報告書発行		
昭和54年 (1979)	・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		・青少年婦人対策室を青少年婦人課に組織改正 ・「広島県婦人対策推進会議」設置	
昭和55年 (1980)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 ・「女子差別撤廃条約」署名式	・「女子差別撤廃条約」署名	・推進会議「広島県の婦人の地位向上と社会参加をすすめるための提言」提出	
昭和56年 (1981)	・「ILO第156号条約（家族的責任条約）」採択 ・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」策定		
昭和57年 (1982)		・労働婦人少年局に「男女平等法制化準備室」設置	・広島県新長期総合計画に「婦人の地位向上と社会参加の促進」の項目設定	
昭和59年 (1984)	・国連婦人の十年エスカップ地域会議（東京）			
昭和60年 (1985)	・「国連婦人の十年」世界会議（ナイロビ） （西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法」改正、施行 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准 ・「労働者派遣法」公布		

年	世界（国連）	日本	広島県	尾道市
昭和61年 （1986）		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」施行 ・「労働者派遣法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県発展計画に「婦人対策の推進」の項目設定 ・婦人総合センター基本構想発表 ・「広島県婦人対策推進懇話会」設置 	
昭和62年 （1987）		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 		
昭和63年 （1988）			<ul style="list-style-type: none"> ・懇話会「婦人対策の推進のために～男女共同参加型社会システムへの転換～」提出 ・「広島県女性プラン」策定 ・「財団法人広島県女性会議」設立 	
昭和64年 平成元年 （1989）			<ul style="list-style-type: none"> ・広島県婦人総合センター「エソール広島」開館 	
平成2年 （1990）	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 			
平成3年 （1991）		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定 ・「育児休業法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年婦人課を青少年女性課に組織改正 ・「広島県女性対策推進懇話会」設置 	
平成4年 （1992）		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・懇話会「男女共同参画型社会の構築を目指して」提言 ・「広島県女性プラン（第一次改定）」策定 	
平成5年 （1993）	<ul style="list-style-type: none"> ・国連世界人権会議（ウィーン） ・国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パートタイム労働法」公布、施行 		<ul style="list-style-type: none"> ・女性行政の窓口として教育委員会に青少年女性課女性係設置 ・「尾道市女性行政推進協議会」設置 ・市長の私的諮問機関として「尾道市女性行動計画審議委員会」設置 ・尾道女性協議会を尾道女性協議会夢追い塾に名称変更（発足は平成2年（1990年）） ・「女性に関する市民意識調査」実施 ・第一回「男女平等について考える」作文募集

年	世界（国連）	日本	広島県	尾道市
平成6年 (1994)	・国際人口・開発会議（カイロ） ・「開発と女性」に関する第2回アジア太平洋大臣会議（ジャカルタ） 「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	・総理府に「男女共同参画室」設置 ・「男女共同参画審議会」設置 ・内閣に「男女共同参画推進本部」設置	・「広島県婦人総合センター」を「広島県女性総合センター」に名称変更	・市長が女性プラン（案）を女性行動計画審議委員会へ諮問
平成7年 (1995)	・第4回世界女性会議（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正、「育児・介護休業法」公布 ・「ILO156号条約」批准		・女性行動計画審議委員会が女性プラン（案）を市長へ答申 ・「女性プランおのみち～共に生きる21世紀の道～」策定 ・「尾道市女性問題懇話会」設置
平成8年 (1996)		・「男女共同参画2000年プラン」策定		・第一回おのみち女性セミナー開講
平成9年 (1997)		・「男女共同参画審議会設置法」公布、施行 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児・介護休業法」改正		・尾道女性通信第一号発行 ・尾道市女性問題懇話会から市長へ提言「男女共同参画によってつくるわが町『おのみち』」
平成10年 (1998)			・懇話会「21世紀への男女共同参画社会づくりのために」提言 ・「広島県男女共同参画プラン」策定 ・「広島県男女共同参画推進本部」設置	
平成11年 (1999)	・E S C A Pハイレベル政府間会議（バンコク）	・「（改正）男女雇用機会均等法」施行 ・「（改正）育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行	・「広島県男女共同参画懇話会」設置	
平成12年 (2000)	・国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）「政治宣言」、「成果文書」採択	・「ストーカー規正法」公布、施行 ・「男女共同参画基本計画」策定		・尾道市女性問題懇話会から市長へ提言「女性の働きやすい環境づくり」
平成13年 (2001)		・「男女共同参画会議」設置 ・「男女共同参画局」設置 ・「配偶者暴力防止法」公布・施行 ・第1回男女共同参画週間 ・「育児・介護休業法」改正、一部施行	・青少年女性課を男女共同参画推進室に組織改正 ・懇話会「男女共同参画に関する条例制定に向けての基本的な考え方について」提言 ・「広島県男女共同参画推進条例」公布	・尾道市女性問題懇話会から市長へ提言「女性の視点を生かしたまちづくり」

年	世界（国連）	日本	広島県	尾道市
平成14年 (2002)		<ul style="list-style-type: none"> ・「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」開催 ・「（改正）配偶者暴力防止法」全面施行 ・「（改正）育児・介護休業法」全面施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「広島県男女共同参画推進条例」施行 ・「広島県男女共同参画審議会」設置 ・審議会に「広島県の男女共同参画の推進に関する基本的な計画に盛り込むべき事項」諮問 ・審議会答申 	
平成15年 (2003)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 ・「少子化社会対策基本法」公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「広島県男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・尾道市女性問題懇話会から市長へ提言「『女性プラン』改め『おのみち男女共同参画プラン』策定の基本方向」について ・合併を前提とした1市2町（尾道市・御調町・向島町）の男女共同参画社会に関する住民意識調査実施
平成16年 (2004)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力防止法」改正、施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定 ・「育児・介護休業法」改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課男女共同参画推進係へ課名係名変更
平成17年 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク） 宣言文採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「（改正）育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ・「女性の再チャレンジプラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「広島県男女共同参画審議会」に「広島県男女共同参画基本計画（改定）に盛り込むべき事項」諮問 ・審議会答申 	<ul style="list-style-type: none"> ・「尾道市女性問題懇話会」を「尾道市男女共同参画推進懇話会」に名称変更 ・「尾道市女性行政推進協議会」を「尾道市男女共同参画行政推進協議会」に名称変更 ・尾道市・御調町・向島町合併 ・「尾道市男女共同参画プラン」策定
平成18年 (2006)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジプラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「広島県男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ・男女共同参画推進室を人権・男女共同参画室に組織改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・尾道市・因島市・瀬戸田町合併 ・担当課を生涯学習課から人権推進課へ変更

年	世界（国連）	日本	広島県	尾道市
平成19年 （2007）		<ul style="list-style-type: none"> ・「（改正）男女雇用機会均等法」施行 ・「パートタイム労働法」改正 ・「配偶者暴力防止法」改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 		
平成20年 （2008）		<ul style="list-style-type: none"> ・「（改正）配偶者暴力防止法」施行 ・男女共同参画推進本部「女性の参加加速プログラム」決定 ・「（改正）パートタイム労働法」施行 ・「次世代育成支援対策推進法」の改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・男女共同参画室を人権男女共同参画課に組織改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「かがやき☆セミナー」開講
平成21年 （2009）		<ul style="list-style-type: none"> ・「（改正）次世代育成支援対策推進法」施行 ・「育児・介護休業法」改正 		
平成22年 （2010）	<ul style="list-style-type: none"> ・第54回国連婦人の地位委員会開催（国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）宣言文採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「（改正）育児・介護休業法」施行 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「広島県男女共同参画審議会」に「広島県男女共同参画基本計画（第3次）に盛り込むべき事項」諮問 ・審議会答申 	<ul style="list-style-type: none"> ・尾道市男女共同参画に関する市民意識調査実施
平成23年 （2011）			<ul style="list-style-type: none"> ・「広島県男女共同参画基本計画（第3次）」策定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次）」策定 	
平成24年 （2012）		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・「尾道市男女共同参画プラン（第2次）」策定
平成25年 （2013）		<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる ・「配偶者暴力防止法」改正 ・「ストーカー規制法」の改正、施行 		
平成26年 （2014）		<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略」改定2014に「女性が輝く社会」の実現」が掲げられる ・「（改正）配偶者暴力防止法」施行 ・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・「パートタイム労働法」改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・「尾道市男女共同参画社会まちづくり研修会」開講

年	世界（国連）	日本	広島県	尾道市
平成27年 (2015)		<ul style="list-style-type: none"> ・「（改正）次世代育成支援対策推進法」施行 ・「（改正）パートタイム労働法」施行 ・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「女性活躍推進法」公布、施行 ・「男女共同参画基本計画（第4次）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「広島県男女共同参画審議会」に「広島県男女共同参画基本計画（第4次）」に盛り込むべき事項」諮問 	<ul style="list-style-type: none"> ・尾道市男女共同参画社会に関する市民意識調査実施 ・「尾道市男女共同参画推進条例」制定
平成28年 (2016)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児・介護休業法」改正 ・「ストーカー規制法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会答申 ・「広島県男女共同参画基本計画（第4次）」策定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第3次）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「尾道市男女共同参画推進条例」施行 ・「尾道市男女共同参画推進懇話会」廃止 ・「尾道市男女共同参画審議会」設置 ・尾道市男女共同参画社会に関する事業所アンケート調査実施 ・尾道市男女共同参画審議会に対し、「尾道市男女共同参画基本計画」の策定について諮問 ・尾道市男女共同参画推進条例制定記念講演会実施
平成29年 (2017)		<ul style="list-style-type: none"> ・「（改正）男女雇用機会均等法」施行 ・「（改正）育児・介護休業法」施行 ・「（改正）ストーカー規制法」施行 ・「働き方改革実行計画」決定 ・「子育て安心プラン」公表 ・性犯罪に関する刑法の一部改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・審議会「尾道市男女共同参画基本計画」の策定について答申 ・「尾道市男女共同参画基本計画」策定
平成30年 (2018)		<ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 ・「働き方改革関連法」公布 		<ul style="list-style-type: none"> ・女性団体等のネットワークの構築 ・人権男女共同参画課人権男女共同参画係へ課名係名変更
令和元年 (2019)		<ul style="list-style-type: none"> ・「働き方改革関連法」順次施行 ・「女性活躍推進法」改正 ・「労働施策総合推進法」改正 ・「配偶者暴力防止法」改正 		

年	世界（国連）	日本	広島県	尾道市
令和2年 (2020)		<ul style="list-style-type: none"> ・「（改正）働き方改革関連法」施行 ・「（改正）労働施策総合推進法」施行 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「（改正）配偶者暴力防止法」施行 ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」閣議決定 ・「男女共同参画基本計画（第5次）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「広島県男女共同参画審議会」に「広島県男女共同参画基本計画（第5次）」に盛り込むべき事項」諮問 	
令和3年 (2021)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児・介護休業法」改正 ・「ストーカー規制法」改正、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会答申 ・「広島県男女共同参画基本計画（第5次）」策定 ・「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・尾道市男女共同参画社会に関する市民意識調査及び事業所調査実施 ・尾道市男女共同参画審議会に対し、「第2次尾道市男女共同参画基本計画」の策定について諮問
令和4年 (2022)				<ul style="list-style-type: none"> ・審議会「第2次尾道市男女共同参画基本計画」の策定について答申 ・「あなたもわたしも自分らしく生きるまち尾道（第2次尾道市男女共同参画基本計画）」策定

11 用語解説

あ行	
ICT	“Information and Communication Technology”の略で、情報通信技術のこと。従来から使われていたIT（Information Technology）に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される言葉である。
RPA	“Robotic Process Automation”の略で、これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、若しくはより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンやAI、機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替する取組。
イクボス宣言	従業員が、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら安心して子育てに取り組めるような環境をつくと、自治体や企業が公に宣言すること。
イノベーション	それまでのモノ、仕組みなどに対し、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。
インセンティブ	企業や組織、人に対してやる気を起こさせる、あるいは、目的を達成するための刺激。
AI	“Artificial Intelligence”の略で、人工知能のこと。コンピュータがデータを分析し、推論や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習などを行う、人間の知的能力を模倣する技術を意味する。
SDGs（持続可能な開発目標）	平成13年（2001年）に策定されたMDGs（ミレニアム開発目標）の後継として、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。 これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。
L字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、20歳代後半をピークに、その後は右肩下がりで低下するアルファベットのLのような形になることをいう。
エンパワーメント	力（パワー）をつけること。女性のエンパワーメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつことを意味する。

あ行	
おのボス宣言	〇・・・尾道の将来を担う子どもたちのために、n・・・何事（仕事・プライベート）にも前向きに取り組む部下を、o・・・応援する上司（Boss）で、尾道オリジナルのイクボス宣言。
か行	
キャリア教育	子ども一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
キャリア形成	職業・技能上の経験を積み、能力を身につけること。
キャリアデザイン	自分の職業人生を自らの手で主体的に構想・設計すること。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
さ行	
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。 人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。 「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
将来推計人口	出生・死亡・移動などについて、一定の仮定を設定し、将来の人口がどのようになるかを計算したもの。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	平成 27 年（2015 年）8 月に成立。働くことを希望する女性が、職業生活において、その個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国及び地方公共団体が必要な施策を策定し、実施することに加え、事業主が、女性の採用や教育訓練、昇進等の機会の積極的な提供、職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備等の取組を自ら実施することを促すための新たな枠組みが設けられている。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
ストーカー	特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情、その感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情により、特定の者又はその家族等に対し、つきまとい、まぢぶせ、押しかけや無言電話などの迷惑行為を繰り返す者。
スマートシティ	デジタル技術を活用し、都市インフラ・施設や運營業務等を最適化することで、企業や生活者の利便性・快適性の向上を目指す都市のこと。
性自認	自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。「こころの性」と呼ばれることもある。
性的指向	人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

さ行	
性的マイノリティ（LGBT等）	身体の性と心の性が一致しており、恋愛対象が異性である人が多数者であることに対して、そうではない人。LGBTという言葉で表すことがある（L＝レズビアン（女性同性愛者）、G＝ゲイ（男性同性愛者）、B＝バイセクシュアル（両性愛者）、T＝トランスジェンダー（性同一障がいなどの性的違和を持つ人））が、それ以外の表記で表すこともあり、4つのカテゴリー以外の人々も存在する。
セクシュアルハラスメント	相手の意に反する性的な言動により、相手方に不利益を与え、又は相手方の生活環境を害することをいう。行為を受けた人が嫌悪を感じたかどうかが決め手となる。いわゆる、暴力、脅迫がなくても、地位や権力を利用した性的な行為は該当し、職場のみならず、学校においても同様である。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、猥褻な写真の掲示など様々なものが含まれる。
た行	
ダイバーシティ	多様性を意味する。性別、年齢、国籍、価値観、ライフスタイルなど幅広く性質の異なる群が存在すること。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年（1999年）6月23日公布、施行された。
DV〔ドメスティック・バイオレンス〕（配偶者等からの暴力）・デートDV	配偶者や恋人などの親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力のことをいう。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、社会的暴力（交友の制限など）も含まれる。また、交際中の異性に対するものをデートDVという。
デジタルファースト宣言	「市民サービス」「まちづくり」「行政運営」において、デジタル技術を最大限活用する“デジタルファースト”（個々の手続き・サービスが一貫してデジタルで完結すること）で取り組み、持続可能なまちづくりを進めることを宣言すること。
特定健康診査	メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、これらの病気のリスクの有無を検査し、リスクがある者が生活習慣をより望ましいものに変えていくための保健指導を受けることを目的とした健康診査。
は行	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）	配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的とし、平成13年（2001年）に公布、施行された。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。
パートナーシップ宣誓制度	一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係（パートナーシップ）である旨の宣誓書を提出し、自治体が受領証等を交付する制度。

は行	
フレイル	加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像。
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実中存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクションの導入が必要となる。
ま行	
マタニティハラスメント	職場において、妊娠・出産した人に対し、妊娠や出産をしたことが業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行うこと。 平成 28 年（2016 年）3 月に男女雇用機会均等法が改正され、マタハラ防止措置義務が新設され、平成 29 年（2017 年）1 月 1 日から施行された。
や行	
ヤングケアラー	家族に世話を要する人がいる場合に、大人が担うような家事や家族の世話、介護、感情面の支援を行っている 18 歳未満の子ども。
要保護児童対策及び DV 防止地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見及び適切な保護並びに要保護児童への適切な支援並びに配偶者等からの暴力の防止を図るため、関係機関が連携を図り対応を行う市町村が設置・運営する組織。
ら行	
ライフステージ	人の一生を、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期などに区切ったそれぞれの段階。
6 次産業	農林水産業・農山漁村と 2 次産業・3 次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態をいう。

あなたもわたしも自分らしく生きるまち尾道
(第2次尾道市男女共同参画基本計画)

発行年月：令和4年3月

発行：尾道市

編集：尾道市市民生活部人権男女共同参画課

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

Tel 0848-37-2631 Fax 0848-37-6631
